

第2期遠賀町定住促進計画



令和2年3月

遠賀町

<令和3年4月機構変更対応版>

◆ 目次 ◆

1. はじめに	1
(1) 背景と目的.....	1
(2) 計画期間.....	1
2. 遠賀町の現状	2
(1) 人口、世帯数の推移.....	2
(2) 人口の推移と将来推計.....	3
(3) 年齢3区分別人口の推移と将来推計.....	4
(4) 人口動態（自然増減）の現状.....	6
(5) 人口動態（社会増減）の状況.....	7
(6) 人口動態全体の状況.....	8
(7) 転入前住所・転出先住所の状況（2018年）.....	10
(8) 住宅の状況.....	11
3. 前期計画中の移住・定住状況	12
(1) 住宅取得前の住まい、住所地の状況.....	12
(2) 取得した住宅の状況.....	15
(3) 住宅取得者の年代、家族構成について.....	16
(4) 新たに取得した住宅の地理的分布について.....	19
(5) 遠賀町に住宅を取得した理由.....	21
(6) 定住を促進していくために必要な施策.....	22
4. 遠賀町の強みと課題の整理（まとめ）	25
5. 定住促進の目標及び基本方針	26
6. 定住促進に向けての施策	27
7. 施策別の具体的な事業メニュー	28
(1) 住宅支援施策.....	29
(2) 子育て支援施策.....	30
(3) 医療・介護福祉支援施策.....	34
(4) 地域活動・生活サービス支援施策.....	36
(5) 雇用支援施策.....	40
(6) 重点施策.....	41

1. はじめに

(1) 背景と目的

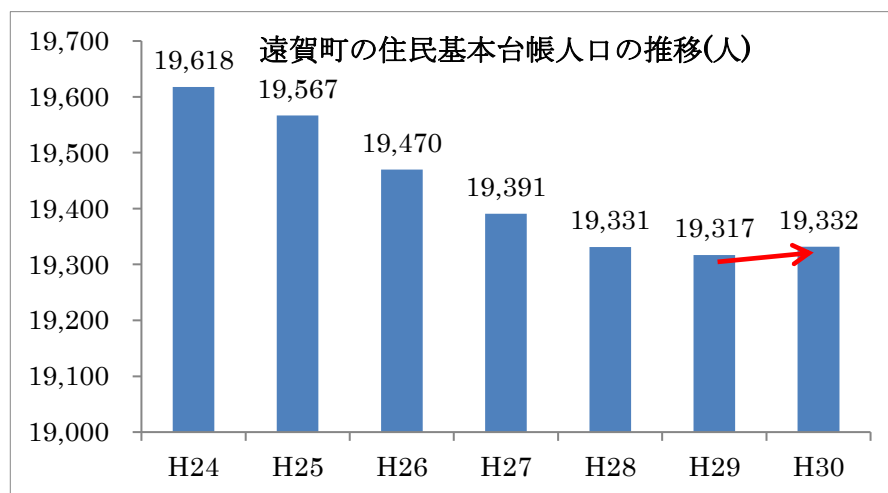
遠賀町は福岡県の北東部に位置しており、町の東側には遠賀川が流れ、水と緑に囲まれた自然豊かな町です。

北九州市に近接していることや交通の利便性の良さから、昭和 40 年代ごろから大規模な住宅地の開発が相次ぎ、開発と共に人口が増加してきましたが、平成 12 年ごろをピークに人口が減少に転じました。

平成 24 年度からの第 5 次遠賀町総合計画では平成 33 年（令和 3 年）における目標人口 20,000 人として、まちづくりに取り組んできましたが、人口減少傾向が続いており、平成 30 年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所による遠賀町の人口推移は、今後もゆるやかな人口減少が続き、令和 27 年にはピーク時より約 25% 減少し、14,400 人程度になる見通しが示されました。

このような状況の中、すでに暮らしている住民はもちろんのこと、町外の人々をもっと惹きつけられる、魅力ある生活を創出できるような施策を展開することにより、人口の流出・減少の抑制と転入者の増加を図り、定住化を促進することを目的に平成 27 年度に遠賀町定住促進計画を策定し、定住に資する施策を実行してきました。その後、人口の減少傾向が鈍化し、平成 30 年度末の住民基本台帳人口は 19,332 人と前年度末を 15 人ながら上回りました。

現定住促進計画の計画年度は令和元年度で終了することから、引き続き定住促進施策を推進するため、第 2 期遠賀町定住促進計画の策定を行います。



(2) 計画期間

本計画の対象期間は、2020 年（令和 2 年）から 2024 年（令和 6 年）までの 5 年間とします。

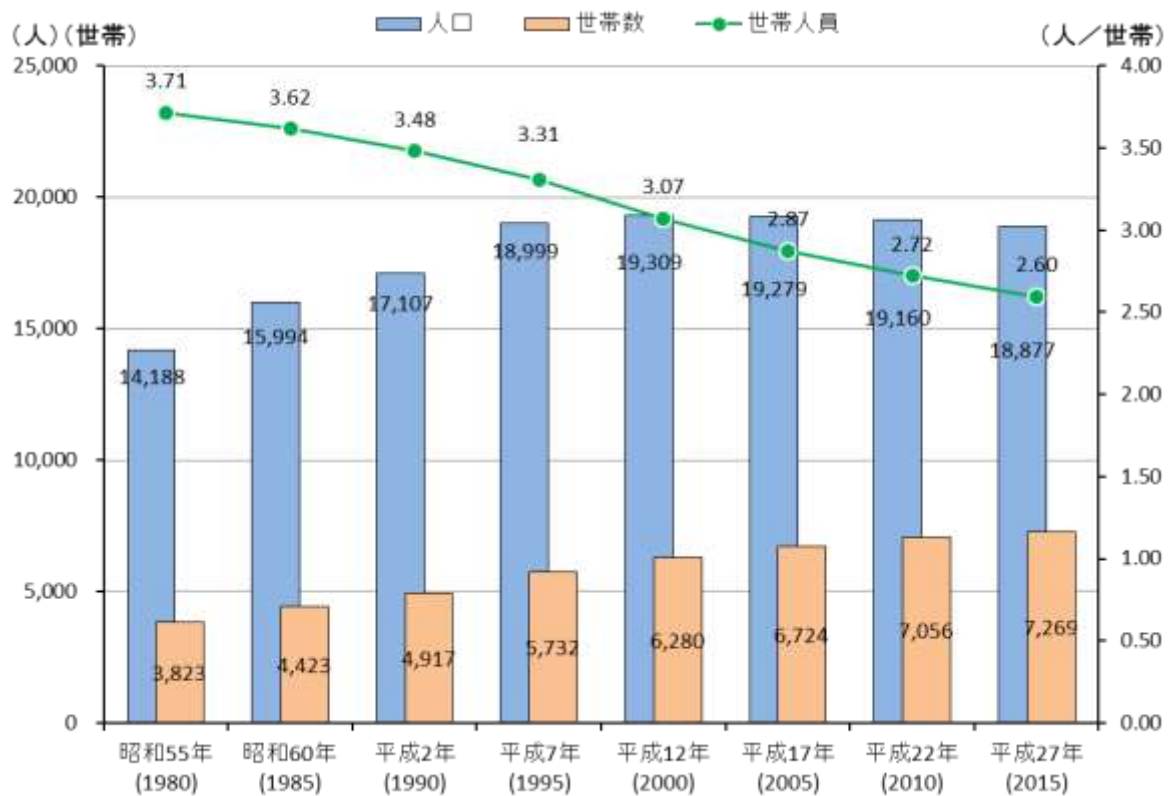
2. 遠賀町の現状

(1) 人口、世帯数の推移

国勢調査によると、本町の人口は平成12年の19,309人をピークに減少に転じ、平成27年の人口は18,877人となっています。国立社会保障・人口問題研究所により平成25年に公表された平成27年の人口推計は18,777人であったことから、遠賀町定住促進計画等に基づく施策の効果が発現していると考えられます。（+100人の実績増）

一方、世帯数は増加が続いており、平成27年は7,269世帯となっています。そのため、世帯人員は減少傾向が続いています。昭和55年は3.71人／世帯でしたが、平成27年は2.60人／世帯となっています。

■人口、世帯員数の推移（国勢調査結果）



資料：国勢調査

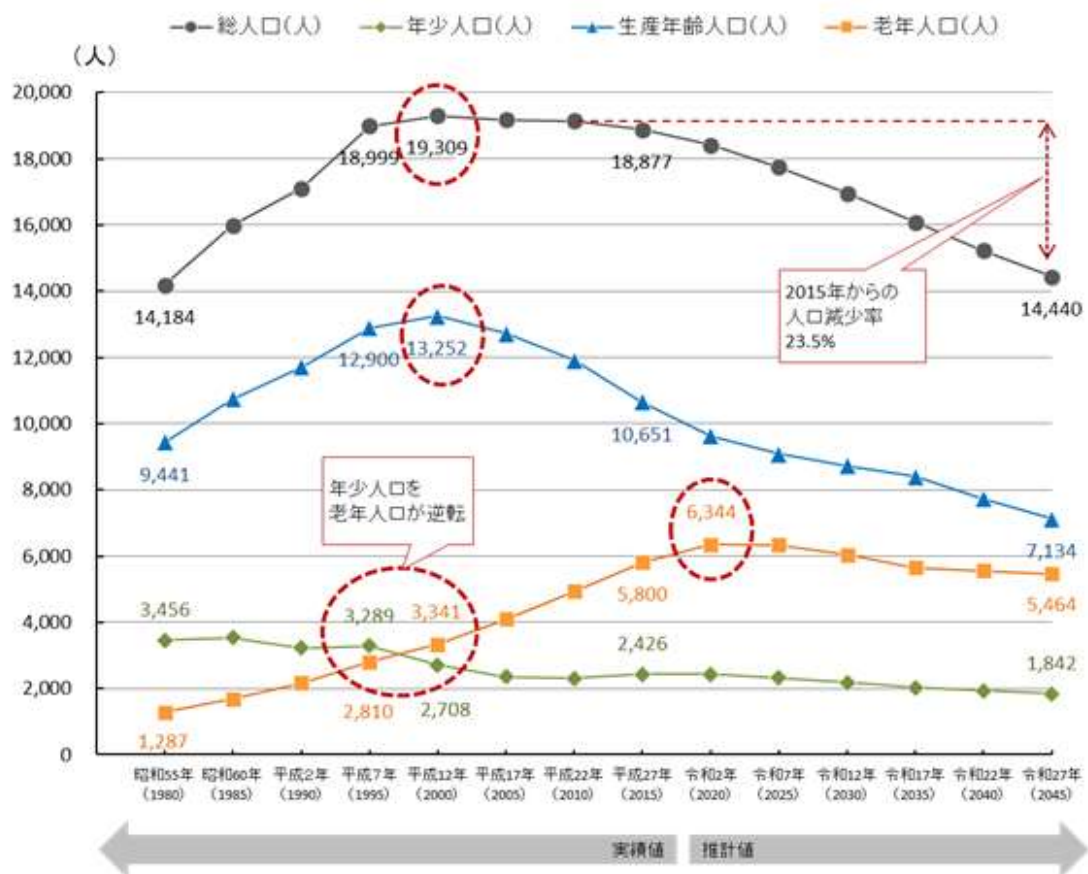
(2) 人口の推移と将来推計

平成 30 年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本町の人口は平成 12 年以降減少が続き、令和 27 年には 14,440 人まで減少するとみられています。（平成 27 年の 18,877 人からの人口減少率は 23.5%）

年齢 3 区分別にみると、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 12 年の 13,252 人をピークに減少に転じています。また、平成 7 年から平成 12 年の間に、老年人口（65 歳以上）と年少人口（15 歳未満）が逆転し、老年人口の増加が続いています。

しかしながら、増加している老年人口も令和 2 年をピークに減少に転じるとみられることから、人口減少が急激に進むと予想されます。

■人口の推移と将来推計



※総人口は年齢不詳人口を含まない。そのため、P3 のグラフと数値が異なる年がある。

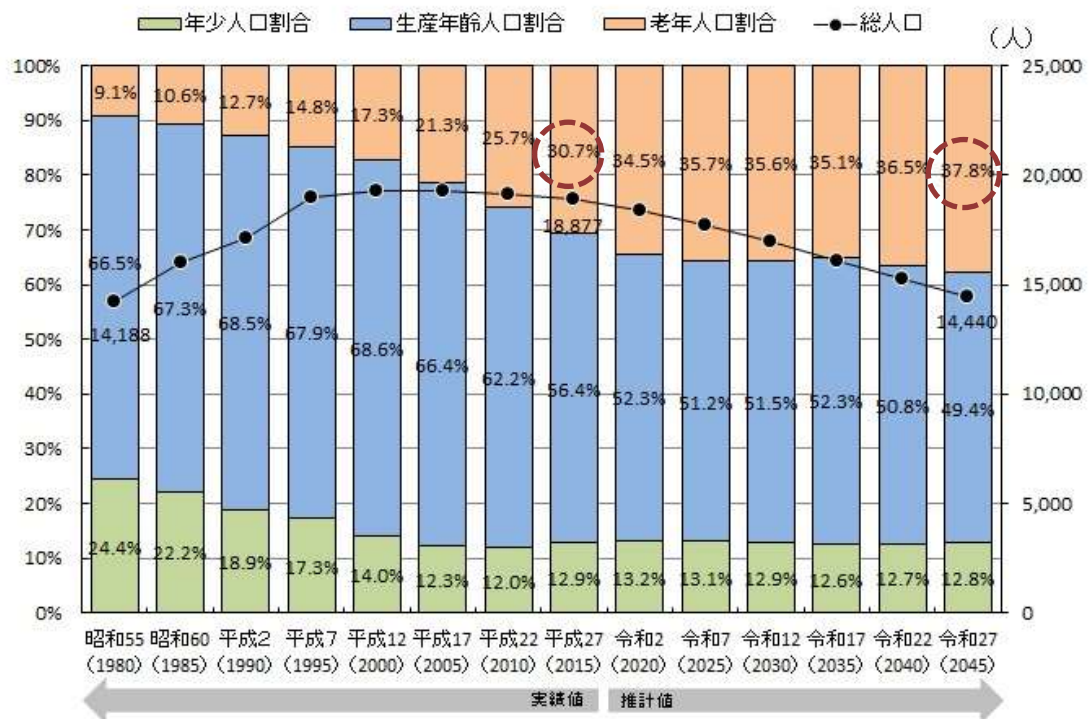
資料：2015 年までは国勢調査、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計
地域経済分析システム RESAS

(3) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

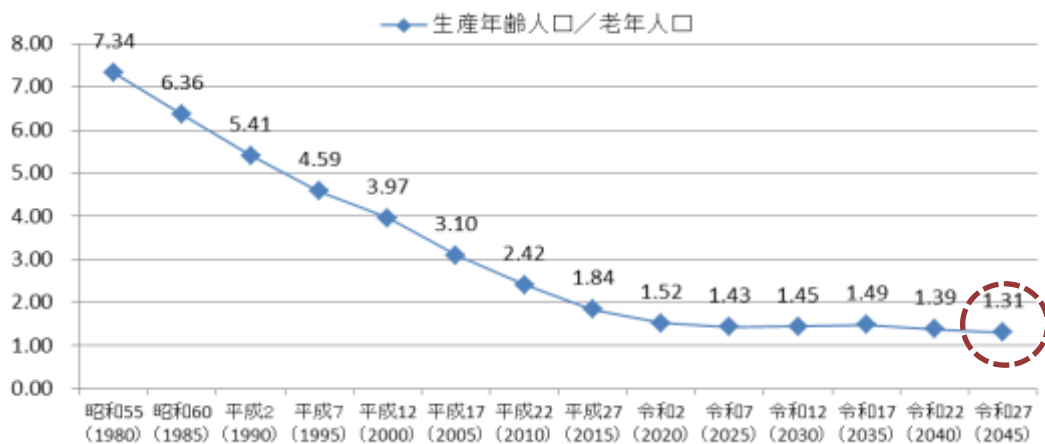
年齢3区分別人口の割合の推移をみると、昭和55年以降、年少人口（15歳未満）の割合は減少、老年人口（65歳以上）の割合は増加し続けており、平成27年には老年人口は全体の30.7%を占めています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も老年人口の割合は増加を続け、令和27年には全体の37.8%を占め、生産年齢人口（15～64歳）約1.31人で1人の老年人口を支えることになると推計されています。

■年齢3区分人口構成比の推移と将来推計



■老年人口に対する生産年齢人口の割合

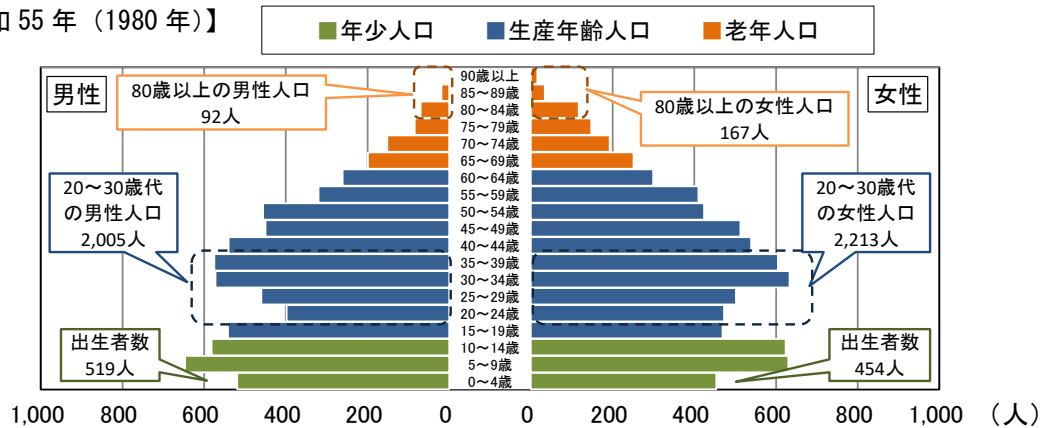


資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計

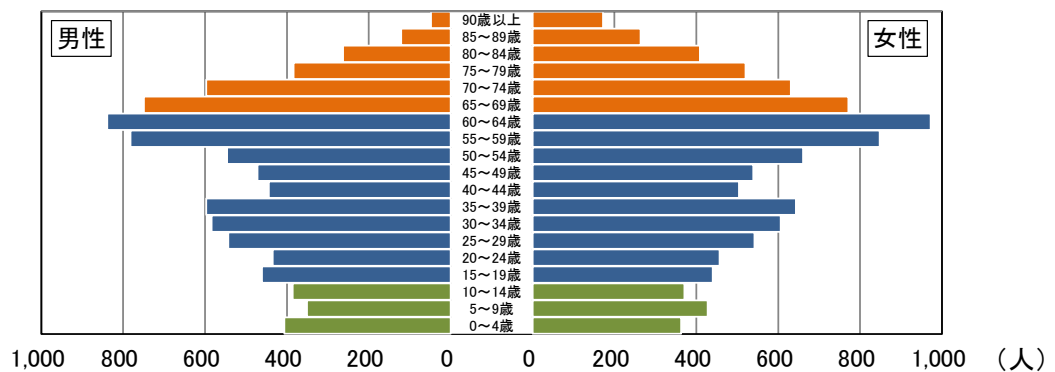
人口ピラミッドの推移をみると、昭和 55 年は年少人口が多く老年人口が少ない「富士山型」でしたが、令和 22 年は年少人口が減少し老年人口が増加することにより「逆富士山型」になるとみられています。また、令和 22 年と昭和 55 年を比較すると、出生数は約半減、80 歳以上人口は約 9 倍になると推計されています。

■人口ピラミッドの推移

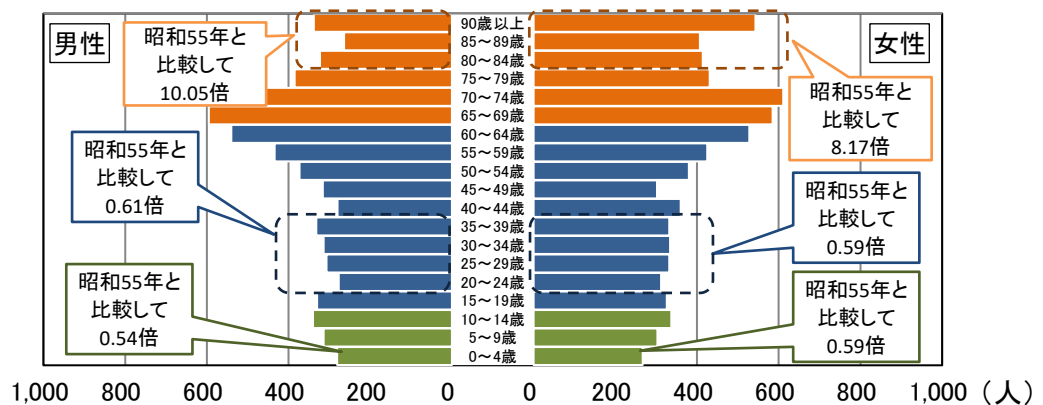
【昭和 55 年（1980 年）】



【平成 27 年（2010 年）】



【令和 22 年（2040 年）】



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

地域経済分析システム RESAS

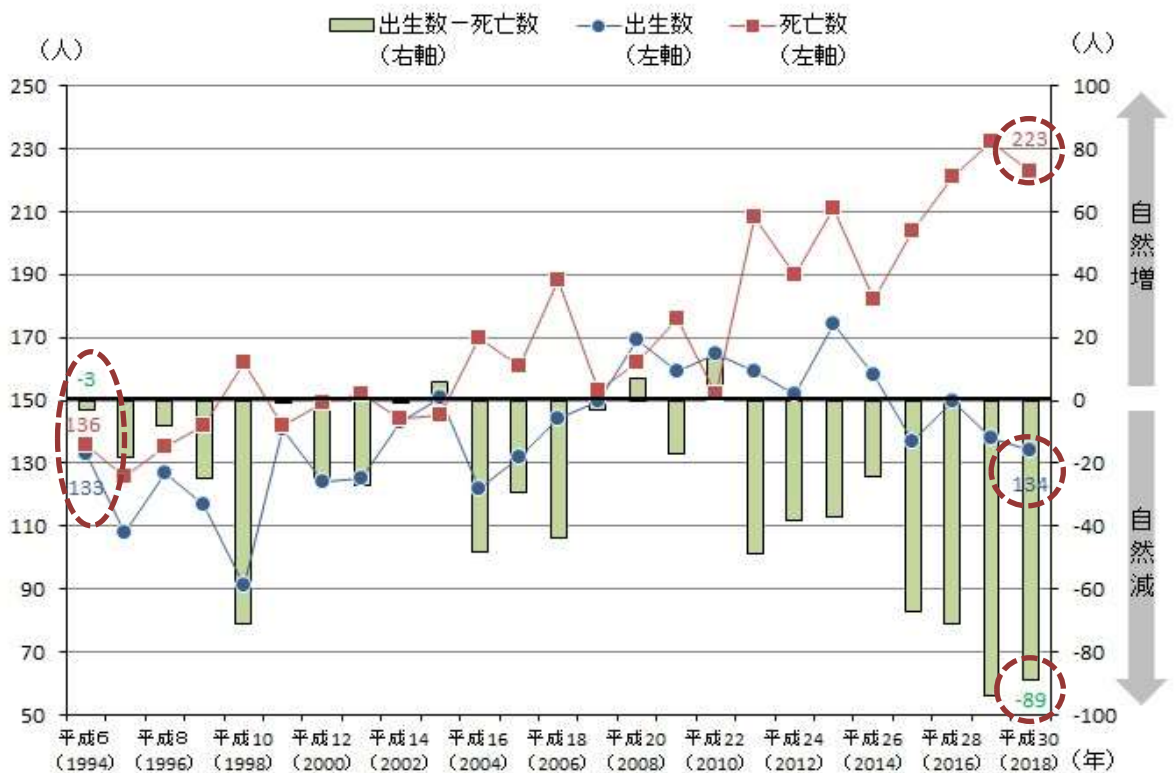
(4) 人口動態(自然増減)の状況

出生数・死亡数の推移

本町の出生数・死亡数の推移をみると、平成6年の出生数が133人、死亡数が136人で3人の「自然減」であったのに対し、平成30年の出生数は134人、死亡数が223人で89人の「自然減」となっています。

出生数は減少傾向にあり、死亡数は増加傾向にあることから、死亡数が出生数を上回る「自然減」となる年が続いており、近年「自然減」の数が大きくなっています。

■出生・死亡数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」、
地域経済分析システム RESAS、住民基本台帳

(5) 人口動態(社会増減)の状況

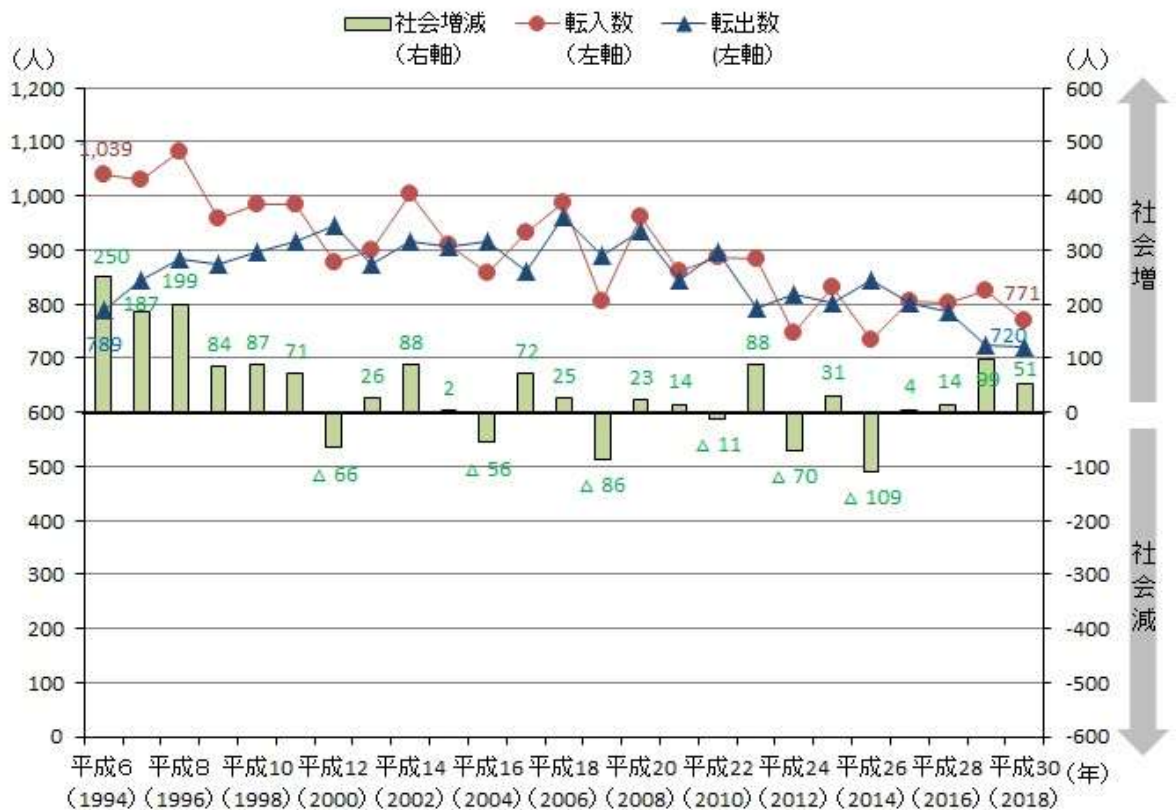
転入・転出の推移

本町の転入・転出をみると、平成6年に転入数が1,039人、転出数が789人で250人の社会増でした。

平成9年以降は転入数、転出数ともにゆるやかな減少が続いており、平成26年まで社会増減は約100人の範囲で増減を繰り返していました。

平成30年の転入数は771人、転出数は720人となっていて、平成27年以降は4年連続社会増となっていることから、平成27年度に策定した遠賀町定住促進計画に係る施策の効果が発現していると考えられます。

■転入・転出の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」、
地域経済分析システム RESAS、住民基本台帳

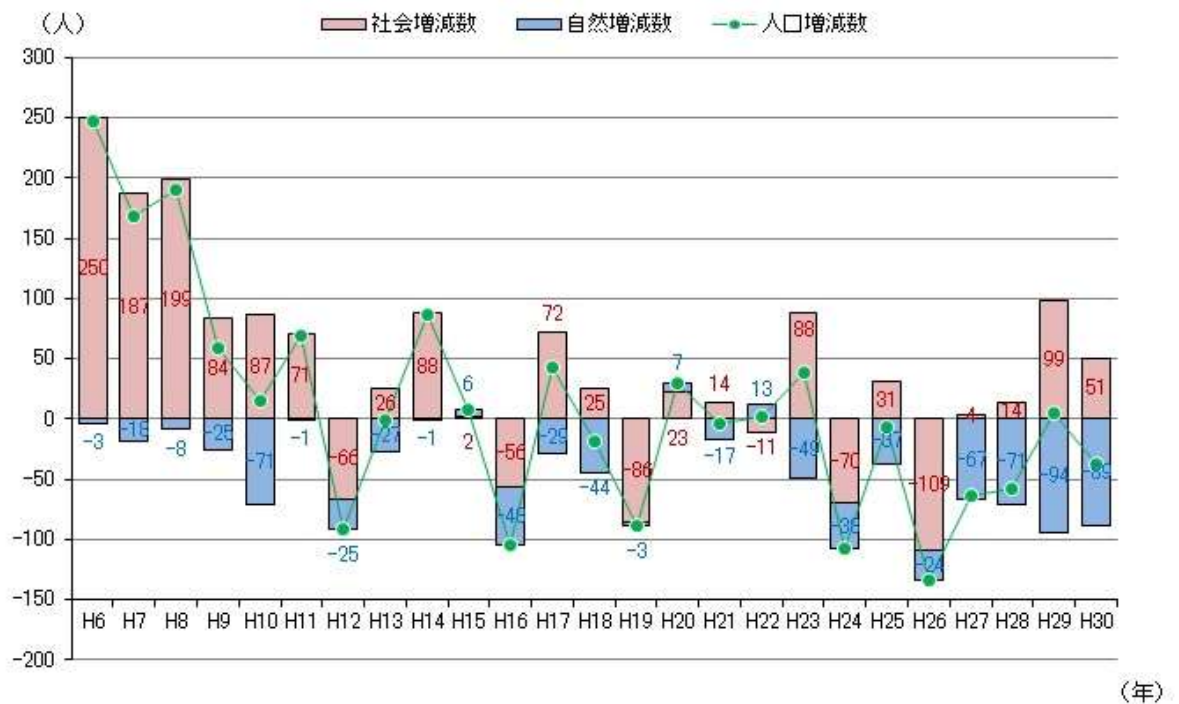
(6) 人口動態全体の状況

自然動態と社会動態の推移

自然動態と社会動態による人口推移への影響についてみると、平成6年以降自然動態は減少傾向を続けています。平成7年頃は社会増が人口増に表れており、平成12年に社会減になると人口減に転じ、これ以降は、社会動態の動きが人口増減に大きく影響しています。

また、平成29年には大きな社会増により平成23年以来6年ぶりに人口増へ転じています。

■ 自然動態と社会動態の推移

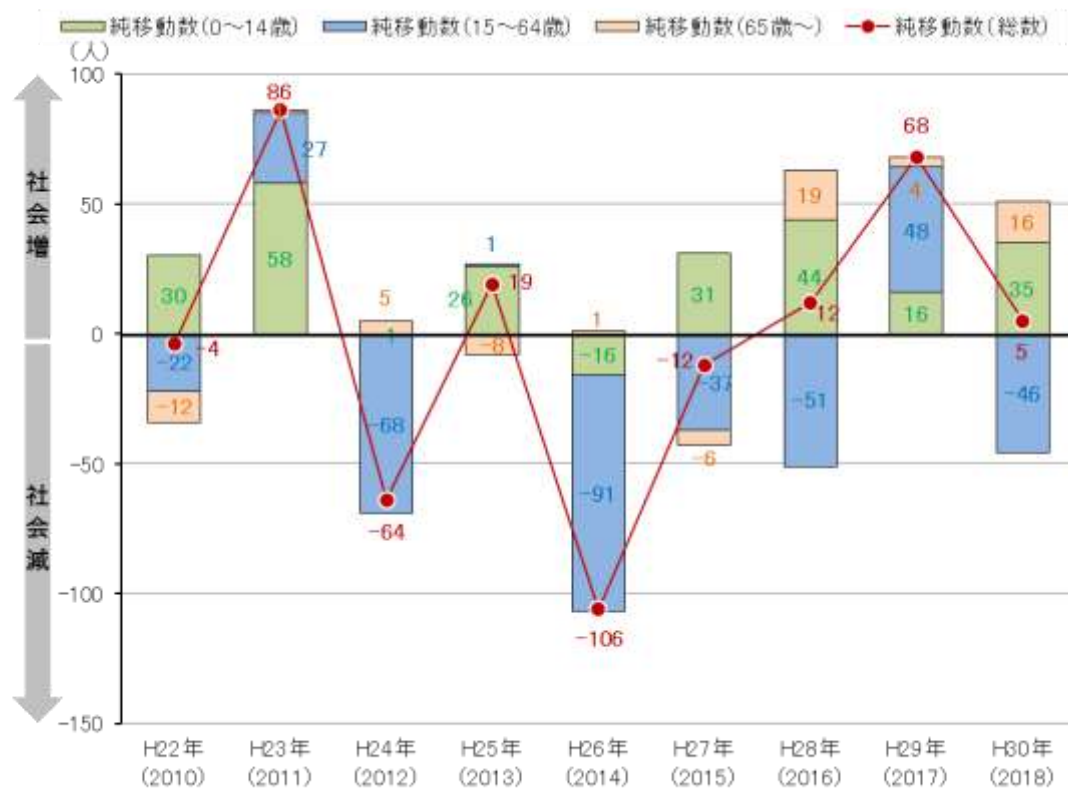


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」、
地域経済分析システム RESAS

年齢階級別の人口移動

年齢階層別に人口移動をみると、転出超過数に占める生産年齢人口（15～64歳）の割合が高く、転入超過数に占める年少人口（0～14歳）の割合が高くなっています。

■年齢階級別純移動数



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口移動報告」、地域経済分析システム RESAS

(7) 転入前住所・転出先住所の状況（2018 年）

①転入者の転入元の住所地

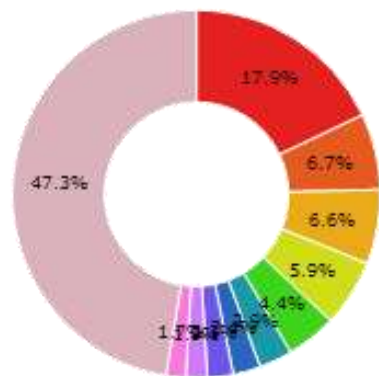
本町への転入者の転入元の状況をみると、北九州市八幡西区からの転入数が 134 人と最も多く、次いで北九州市若松区から 50 人、水巻町から 49 人、岡垣町から 44 人となっており、周辺市町からの転入が多くなっています。

②転出者の転出先の住所地

本町からの転出者の転出先の状況をみると、北九州市八幡西区への転出数が 96 人と最も多く、次いで岡垣町へ 57 人、中間市へ 37 人、水巻町へ 35 人となっており、周辺市街への転出が多くなっています。

■遠賀町への転入者の転入元の住所地
(2018 年)

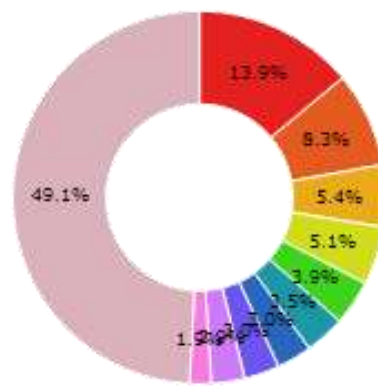
転入数内訳（2018年）



- 1位 福岡県北九州市八幡西区 (134人)
- 2位 福岡県北九州市若松区 (50人)
- 3位 福岡県水巻町 (49人)
- 4位 福岡県岡垣町 (44人)
- 5位 福岡県芦屋町 (33人)
- 6位 福岡県宗像市 (22人)
- 7位 福岡県飯塚市 (18人)
- 8位 福岡県北九州市小倉北区 (17人)
- 9位 福岡県北九州市小倉南区 (14人)
- 10位 福岡県福岡市早良区 (13人)
- その他

■遠賀町からの転出者の転出先の住所地
(2018 年)

転出数内訳（2018年）



- 1位 福岡県北九州市八幡西区 (96人)
- 2位 福岡県岡垣町 (57人)
- 3位 福岡県中間市 (37人)
- 4位 福岡県水巻町 (35人)
- 5位 福岡県北九州市若松区 (27人)
- 6位 福岡県宗像市 (24人)
- 7位 福岡県北九州市小倉南区 (21人)
- 8位 福岡県北九州市小倉北区 (21人)
- 9位 福岡県福津市 (20人)
- 10位 福岡県福岡市博多区 (13人)
- その他

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」地域経済分析システム RESAS

(8) 住宅の状況

■空き家の状況

住宅・土地統計調査による遠賀町の住宅総数は、平成 25 年の 7,980 件がピークで平成 30 年の 7,960 件とほぼ横ばいの状況です。

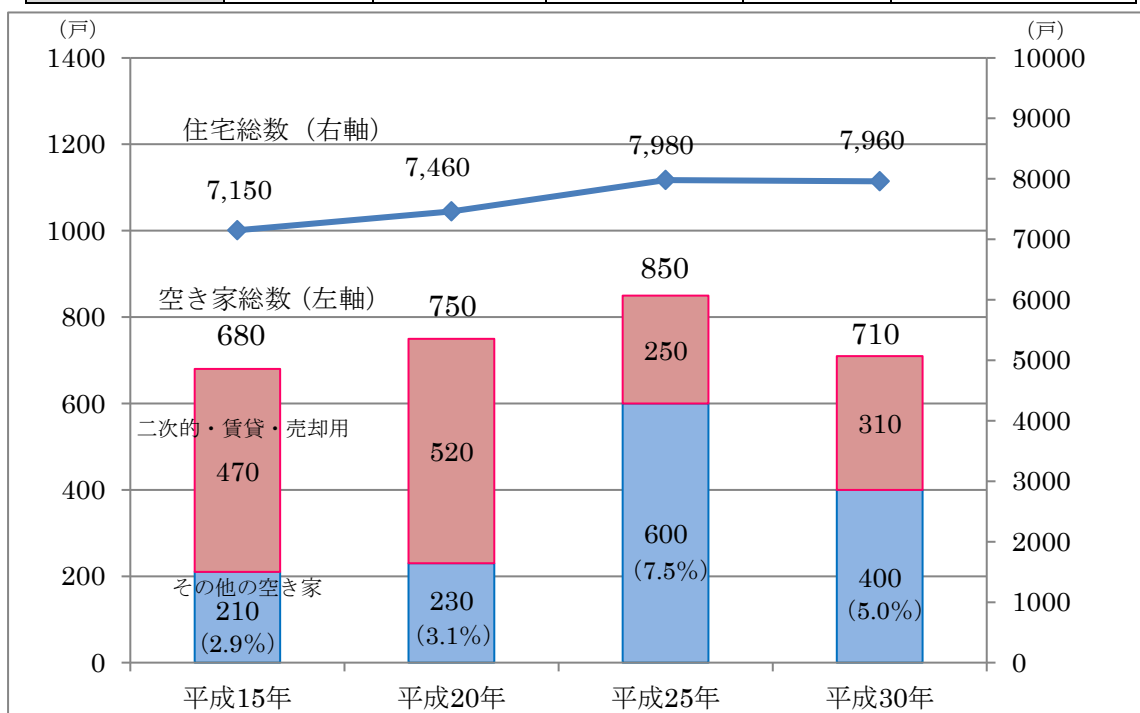
住宅・土地統計調査では、空き家を「二次的住宅」、「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅」、「その他の住宅」の 4 つに分けており、その中でも「その他の住宅」には活用、処分方法が未定のものや、管理が他の空き家と比べ不十分で、防犯・防災上の問題や、地域活性化への影響など、さまざまな問題を抱えているものが多くみられます。

遠賀町の「その他の住宅」の割合をみると、住宅総数と同様に平成 25 年が 600 件とピークで、平成 30 年度では 400 件と減少がみられます。

■遠賀町の空き家の推移

(戸)

	住宅総数	空き家総数	空き家のうち その他の住宅	空き家率	空き家のうち その他の空き家率
平成 15 年	7,150	680	210	9.5%	30.9%
平成 20 年	7,460	750	230	10.1%	30.7%
平成 25 年	7,980	850	600	10.7%	70.6%
平成 30 年	7,960	710	400	8.9%	56.3%



※ () 内は、住宅総数に占めるその他の空き家の割合。 資料：住宅・土地統計調査(平成 15 年～平成 30 年)

3. 前期計画中の移住・定住状況

定住奨励金交付対象者の状況、アンケート集計結果

定住促進奨励金制度の概要

新築、中古を問わず、遠賀町で新たに住宅を取得し、一定の要件を満たす人を対象に、住宅取得後に課税される土地家屋部の固定資産税相当額を15万円を上限とし、3年間（3世代同居の場合は4年間）助成するもの。

対象

平成30年度の定住奨励金申請者：139人

内訳

平成28年4月～12月住宅取得者：55人

平成29年1月～12月住宅取得者：84人

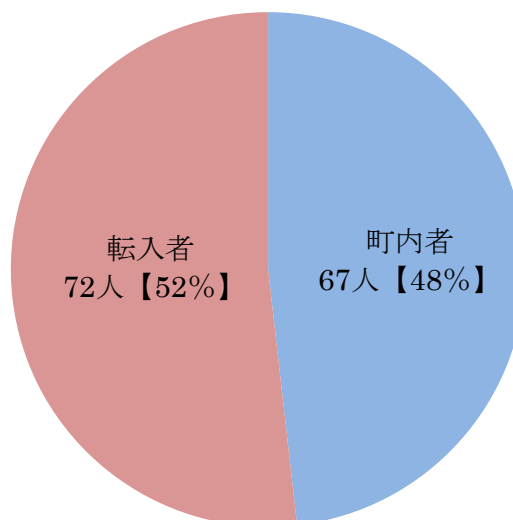
(1) 住宅取得前の住まい、住所地の状況

i) 住宅取得前の住所地の状況

住宅取得者139人のうち、住宅取得前の住所地については、以下に示すように、町内者が67人、転入者が72人とほぼ同数となっています。

なお、以下の集計において、世帯員の住所地は世帯主の前住所地としています（以下も同様）。

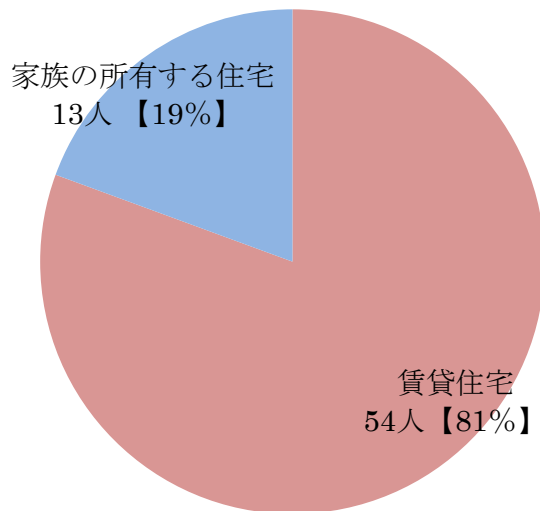
図1 住宅取得前の住所地の状況（人）【構成割合】



ii) 住宅取得前【町内者】の住まいの状況

町内者の 67 人について、住宅取得前の住まいの状況は、以下に示すように、「賃貸住宅」居住者が 54 人と全体の約 8 割となっています。

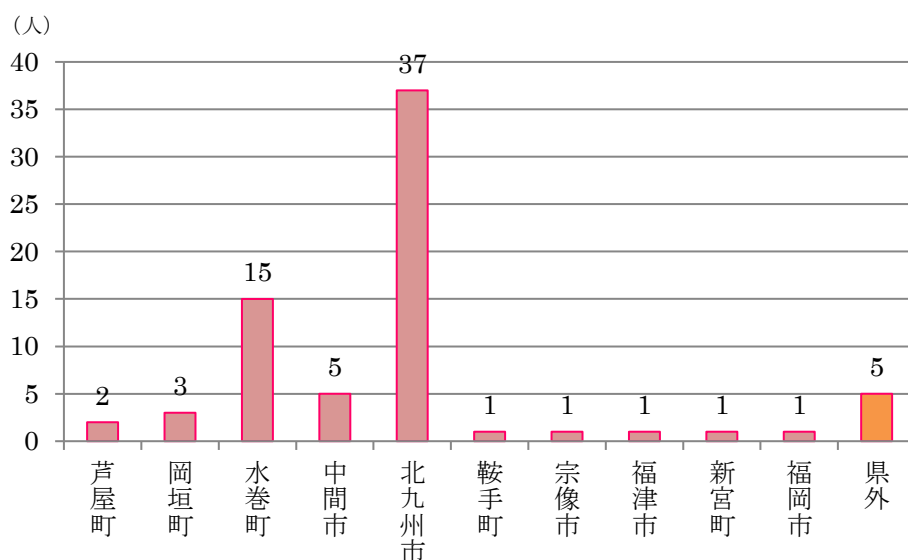
図 2 住宅取得前（町内者）の住まいの状況（人）【構成割合】



iii) 住宅取得前の住所地【転入者】の状況

一方、転入者の前住所地は、以下に示すように、近隣の自治体が多くなっています。特に「北九州市」が 37 人と圧倒的に多く、次いで「水巻町」の 15 人となっています。

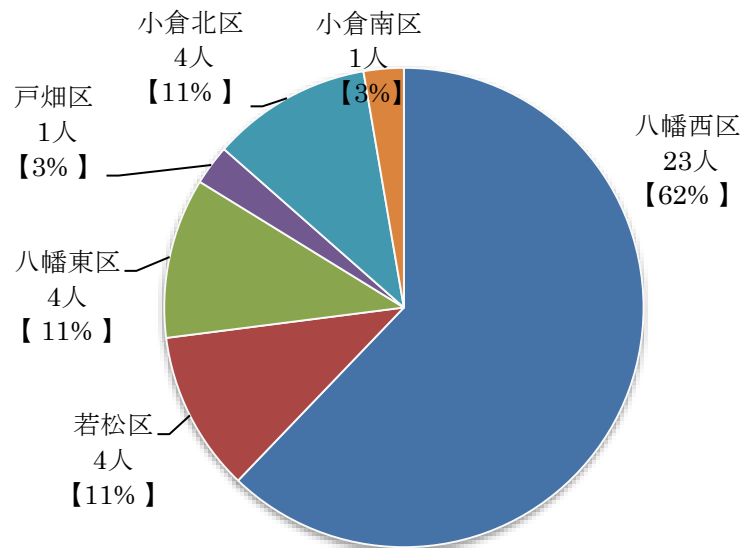
図 3 住宅取得前の住所地【転入者】の状況（人）



iv) 住宅取得前【北九州市居住者】の住所地の状況

前住所地で最も多かった北九州市の内訳は、以下に示すように、JR 鹿児島本線、国道 3 号線の沿線である「八幡西区」が 23 人と、全体の約 6 割を占めています。

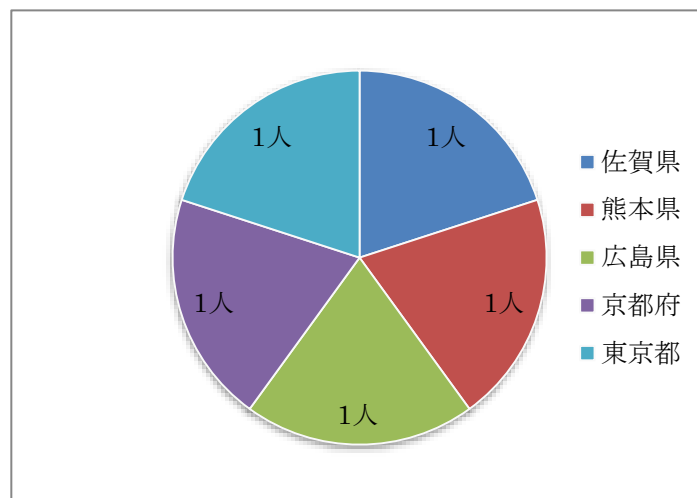
図 4 住宅取得前【北九州市居住者】の住所地の状況（人）【構成割合】



v) 住宅取得前【県外転入者】の住所地の状況

県外からの転入者 5 人の住宅取得前の居住地は、以下に示すようになっています。

図 5 住宅取得前【県外転入者】の住所地の状況（人）



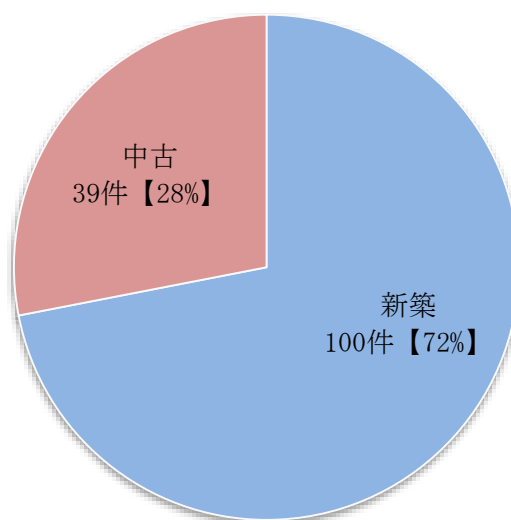
(2) 取得した住宅の状況

i) 新築、中古の内訳

建て売り住宅もあることから、住宅建築年と住宅取得年の差が1年程度以下を新築住宅、それ以外の場合を中古住宅として集計を行ったところ、以下に示すように、「新築」が100件となり、全体の約4分の3となりました。

空き家の跡地に新築された住宅もあることから、中古住宅と思われる39件に加えて、既存住宅ストックの流通が行われているものと思われます。

図6 取得した住宅の状況（件）【構成割合】



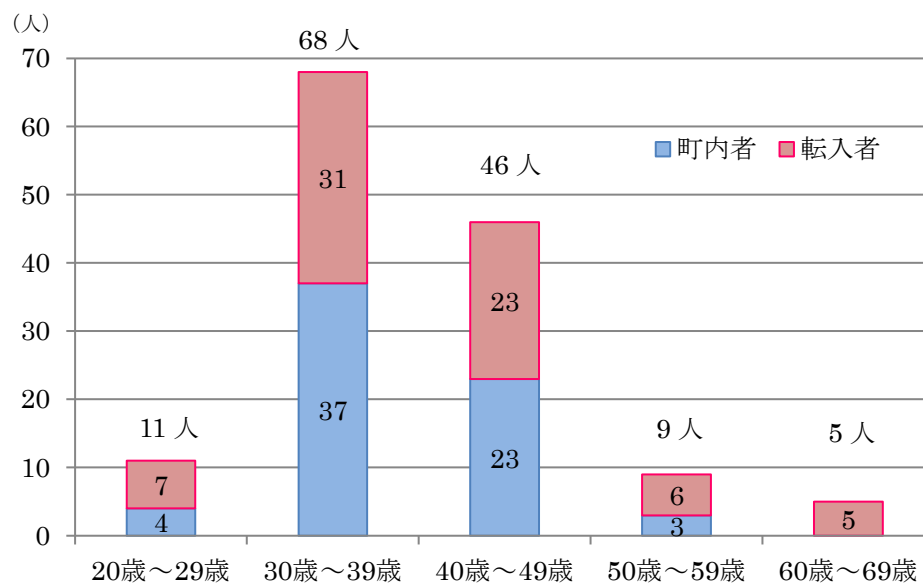
(3) 住宅取得者の年代、家族構成について

i) 住宅取得者の年代

住宅取得者の世代別に集計を行ったところ、「30 歳～39 歳」が一番多く、住宅取得者 139 人のうち 68 人と全体の約半数を占めています。

町内者、転入者別では 30 代、40 代では、町内者、転入者がほぼ同数なのに対し、20 代、50 代は転入者の比率が多く、60 代では 5 人すべてが転入者となりました。

図 7 住宅取得者の年代（人）



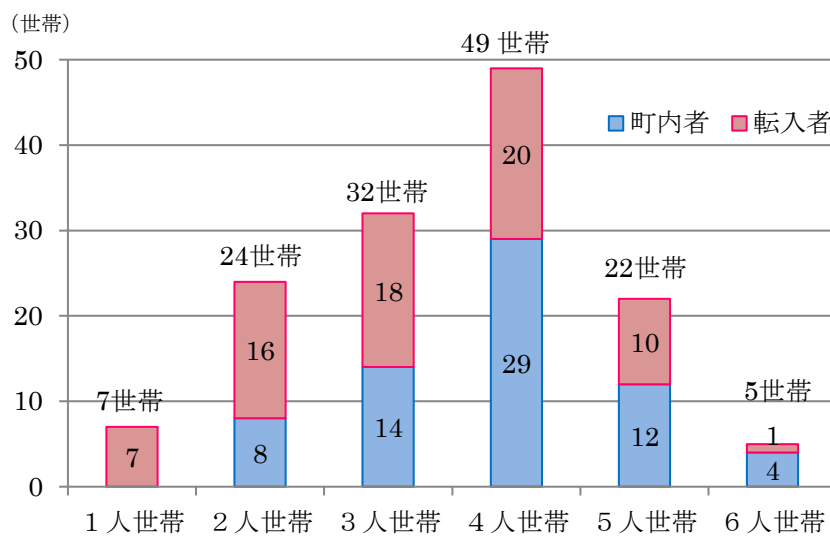
ii) 住宅取得世帯の世帯人員数の分布状況

住宅取得世帯の世帯構成を集計したところ、139 件の住宅取得に対し、住宅取得者を含め、世帯全体の人数は 487 人となりました。1 世帯平均で約 3.5 人となります。

1 世帯当たりの世帯人数では、4 人世帯が最大となりました。

町内者は 67 世帯で 258 人、転入者は 72 世帯で 229 人となり、1 世帯ごとの人員数では、町内者は 3.8 人、転入者は 3.2 人となり、町内者の方が多い結果となりました。特に世帯人員数が 4 人以上世帯では、町内居住者の比率が高くなっています。

図 8 住宅取得世帯の世帯人員数の分布状況（世帯）



iii) 世帯人員の年齢構成

世帯の年代別では、「0歳～9歳」が150人と最大で、次いで「30歳～39歳」が138人となりました。

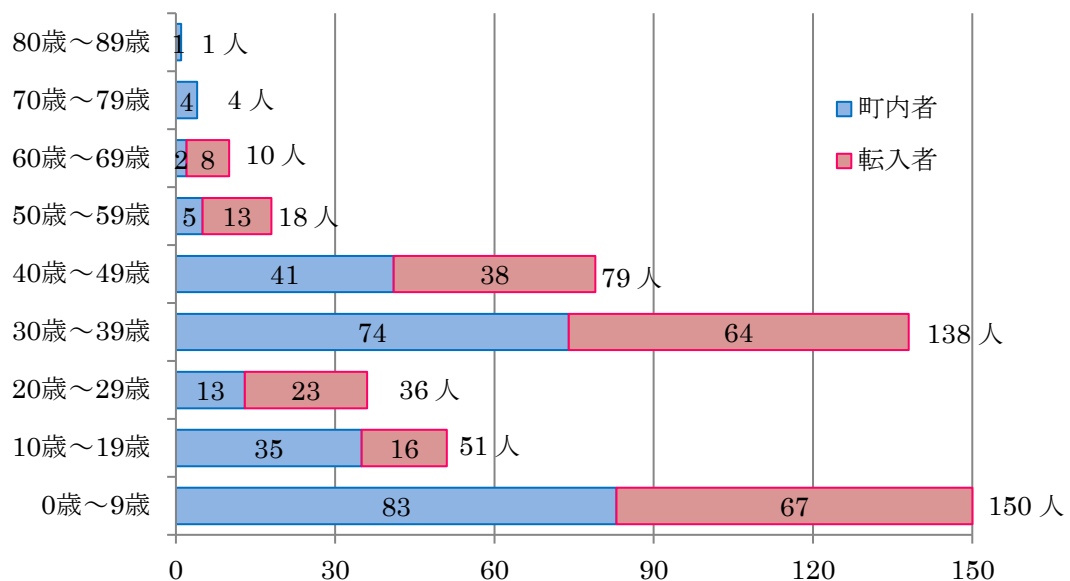
また、「0歳～19歳」の合計が201人、「30歳～49歳」の合計が217人となっており、住宅を取得した世帯には子育て世帯が多いことが分かります。

町内者、転入者別では、70歳以上では、町内者のみとなっており、3世代同居などで、町内に引き続き居住しており、逆に50代、60代は、町外からの転入者が多い傾向にあります。

30代、40代では、町内者が転入者を若干上回り、20代では、転入者が多く、30代、40代に比べて定住人口は少なくなっています。

一方、10代では51人中約7割の35人が町内者で、アンケートでも回答がみられた「子どもの学校を変えたくない」という要因が考えられます。10歳未満においても町内者が転入者を上回りますが、10代ほど顕著ではありません。

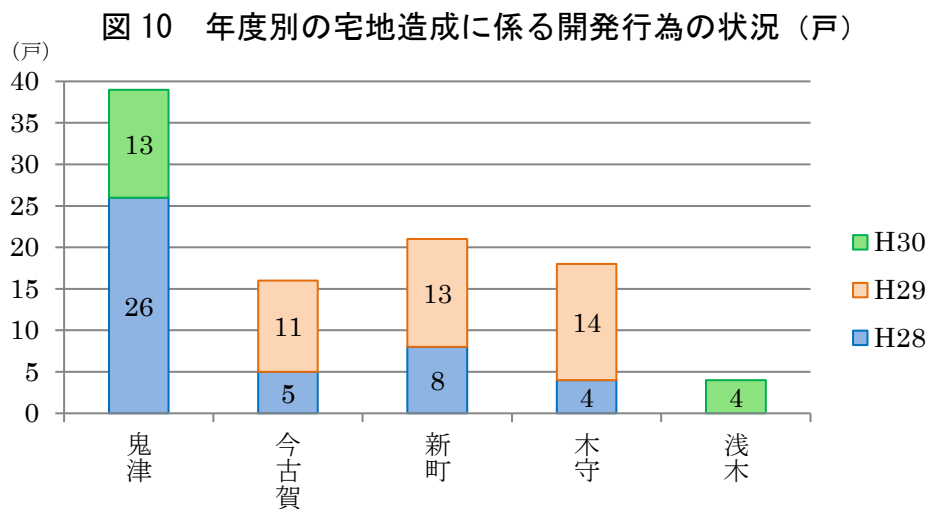
図9 世帯人員の年齢構成（人）



(4) 新たに取得した住宅の地理的分布について

i) 年度別の宅地造成に係る開発行為の状況

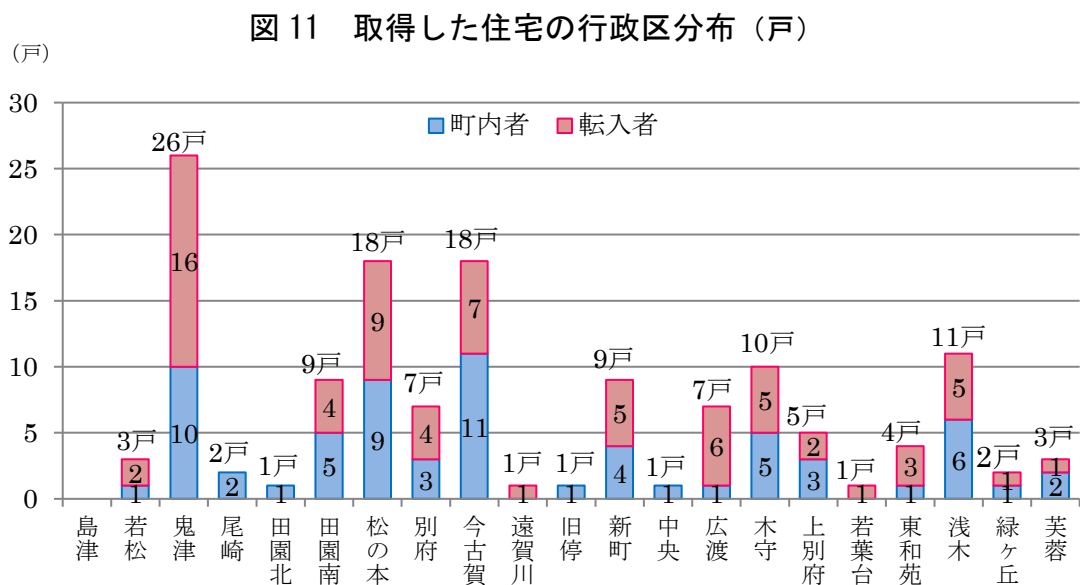
平成 28～30 年度に完了した開発行為から町内の新規住宅ストックの状況を見ると、3 年間で 98 戸となりました。特に「鬼津」では 39 戸と顕著で、多くの住宅ストックが生まれたこととなります。



ii) 取得した住宅の行政区分布

取得した住宅を行政区毎に集計したところ、以下に示すように「鬼津」が 26 戸と最も多く、次に「松の本」、「今古賀」の 18 戸となっています。

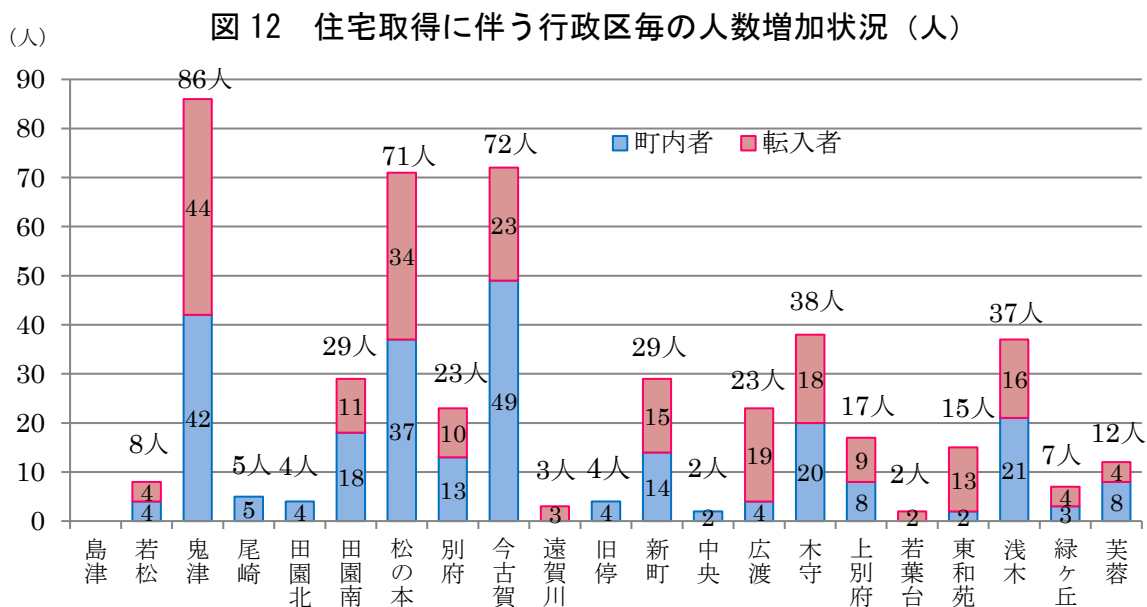
「鬼津」、「今古賀」では、開発行為による宅地造成により、住宅が新築され、「松の本」では、開発行為による宅地造成はなかったため、中古住宅の売買や空き家となった住宅が流通し、住宅の取得につながったものと思われます。



iii) 住宅取得に伴う行政区毎の人数増加状況

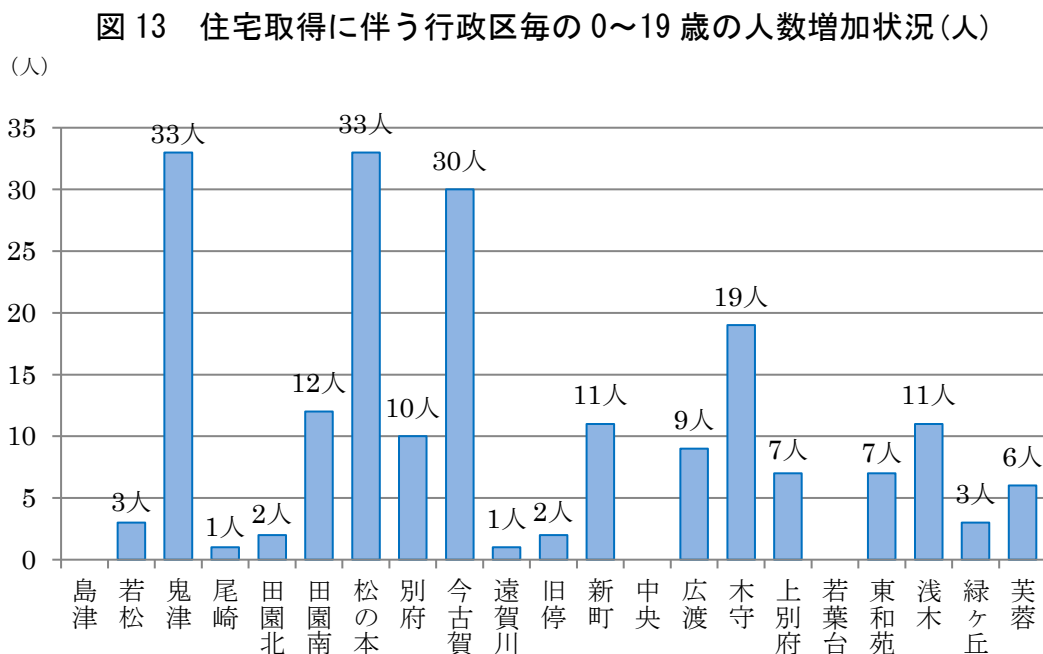
行政区別の世帯人員数は、住宅取得数と同様に、「鬼津」が86人と最も多く、次いで「今古賀」の72人、「松の本」の71人となっています。

町内者と転入者の増加状況について集計したところ、町内者では「今古賀」が49人と多く、転入者では、「鬼津」が44人となっています。



iv) 住宅取得に伴う行政区毎の0～19歳の人数増加状況

0～19歳の行政区の分布については、全体の分布と同様となりました。



(5) 遠賀町に住宅を取得した理由

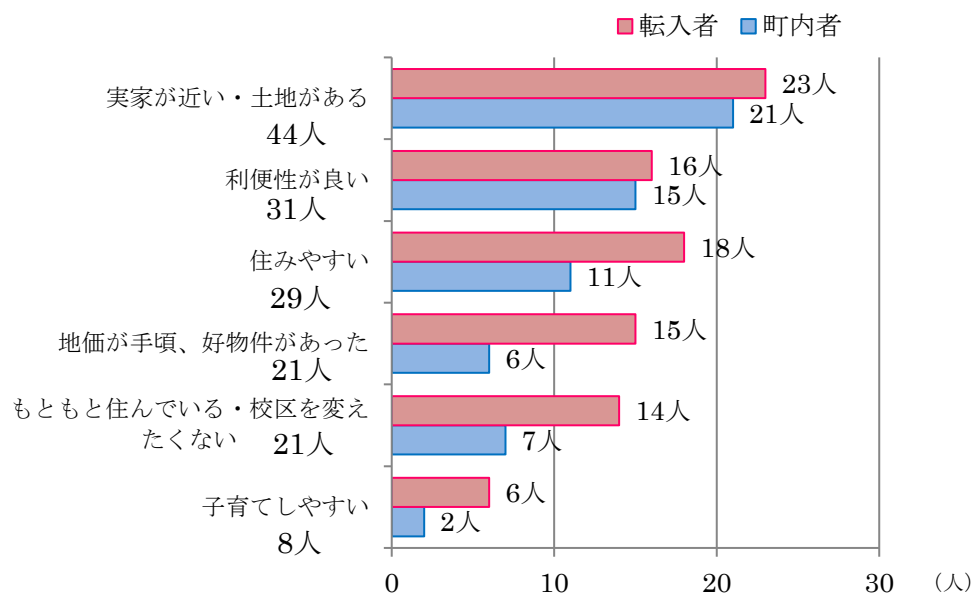
i) 遠賀町に住宅を取得した理由

アンケート結果で、遠賀町に住宅を取得した理由については、一番多かったのは「実家が近い・土地がある」で、44件ありました。理由として、実家が近いことで、「子育ての支援を受けられる」「実家の世話をしやすい」等が考えられます。また、親族などが持つ遠賀町内の土地を利用して、住宅を建てるケースも多いと推測されます。

転入者のうち、「実家が近い・土地がある」が23件、「住みやすい」が18件、「もともと住んでいる」が14件みられることから、以前、遠賀町に住んでいた人が戻ってきて、遠賀町内に住宅を取得したものと思われます。

また、転入者で「地価が手頃、好物件があった」が多くみられることから、町外よりも住みやすく、取得価格が手頃であると思われます。

図 14 遠賀町に住宅を取得した理由（人）【自由回答・複数回答】



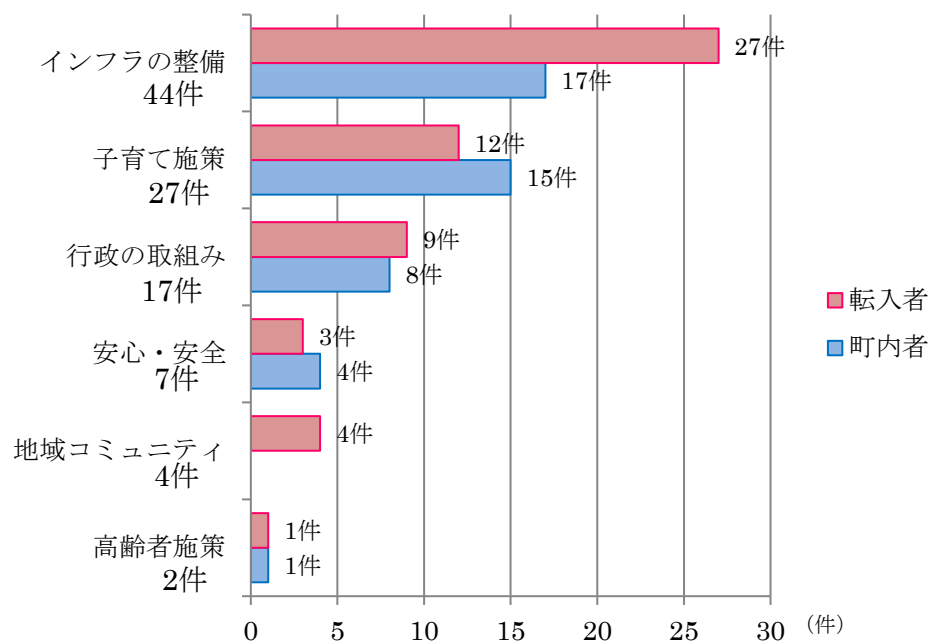
(6) 定住を促進していくために必要な施策

i) 定住を促進していくために必要な施策（自由回答）

アンケートの結果から、定住を促進していくために必要な施策については、「インフラの整備」が44件と最も多く、次いで「子育て施策」の27件となりました。

快速電車の停車やバスの本数などの公共交通、コンビニやスーパーを含めた商業施設については、転入者から要望がみられる一方で、子育て施策については、町内者からの要望が多くなっています。

図 15 定住を促進していくために必要な施策（件）【自由回答】



最も意見が多かったインフラの整備については、次のページを参照ください。それ以外の項目の記載事項の抜粋は25ページを参照ください。

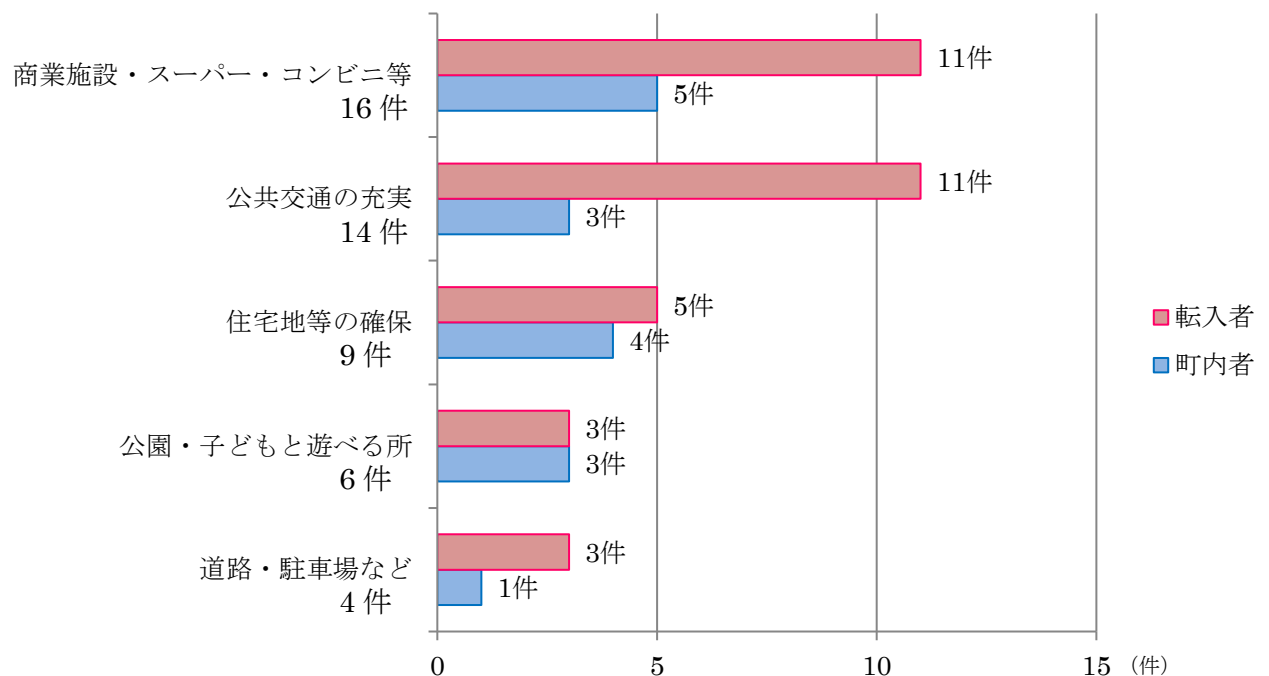
ii) 「インフラの整備」の内訳

最も件数が多かった「インフラの整備」の内訳をさらに細かく分類したところ、「商業施設・スーパー・コンビニ等」に関するものが16件と最大になり、スーパーやコンビニを含め、商業施設の立地があげられました。

次いで「公共交通の充実」で、JR（快速電車の停車など）、バスの充実が14件となり、以下、「住宅地等の確保」が9件、「公園・子どもと遊べる所」が6件となっています。

インフラの整備については、「商業施設・スーパー・コンビニ等」「公共交通の充実」に対する転入者からの要望が圧倒的に多くなっています。

図 16 「インフラの整備」の内訳（件）【自由回答・複数回答】



iii) 自由回答の内訳

【子育て支援】

- ・ 保育園、幼稚園、学校代の補助。
- ・ 保育園の無料化、ワクチン無料化。
- ・ 学校少人数。
- ・ 複数人の子どもを育てる人への支援。
- ・ 一時保育の充実・金額の見直し。
- ・ 医療費無料の拡大、保育所、病児保育の整備。
- ・ お米配布事業等の継続。
- ・ 産休中の生活支援
- ・ 長期の休みに利用できる児童館、飯塚市「街中の子育て広場」 など

【行政の取り組み】

- ・ 企業誘致。
- ・ SNS、おんがっぴーを活用した PR、農業に特化した取り組み、イベント PR。
- ・ 家賃、ローンの補助。
- ・ 軟弱地盤の補助。
- ・ 学区(校区?)をなくす。
- ・ ごみ袋を安く、水道料金を2か月に1回に
- ・ 町内の若い世代の関わりを進める など

【安全・安心】

- ・ 街灯
- ・ 柵の無い河川への対応。
- ・ 遠賀川の氾濫対策。 など

【地域コミュニティ】

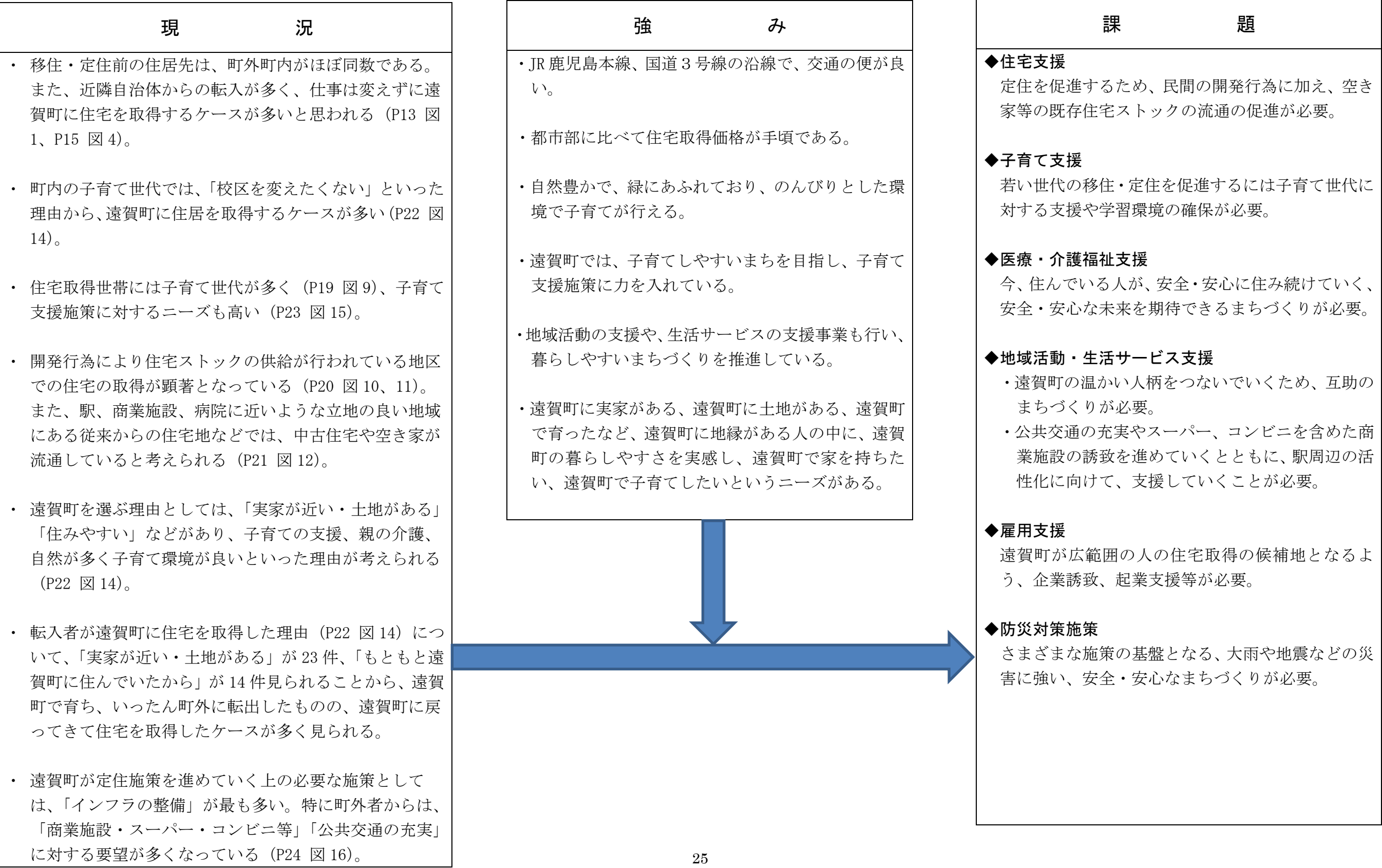
- ・ ボランティア参加手続きの簡素化。
- ・ 地域参加型イベントの創出(アパートと地元民の交流)。 など

【高齢者施策】

- ・ 就業支援 など

4. 遠賀町の強みと課題の整理（まとめ）

定住奨励金申請者の状況、アンケート集計結果を踏まえ、遠賀町の定住促進推進のための強みと課題について、以下のようにまとめました。



5. 定住促進の目標及び基本方針

遠賀町の定住促進の目標を「住み続けたい、住んでみたいと共感できるまちづくり」とし、転入者を招き入れる「移住」、遠賀町にゆかりのある人を呼び込む「近住」、永く住んでもらう「永住」の3つを基本方針とし、取り組みを進めます。

目標

住み続けたい、住んでみたいと共感できるまちづくり

基本方針

移 住

転入者を呼び込み、遠賀町に定住してもらえるように、住宅ストックの確保、就業支援などの施策を実施し、積極的な情報発信を行うことで、移住を推進します。

近 住

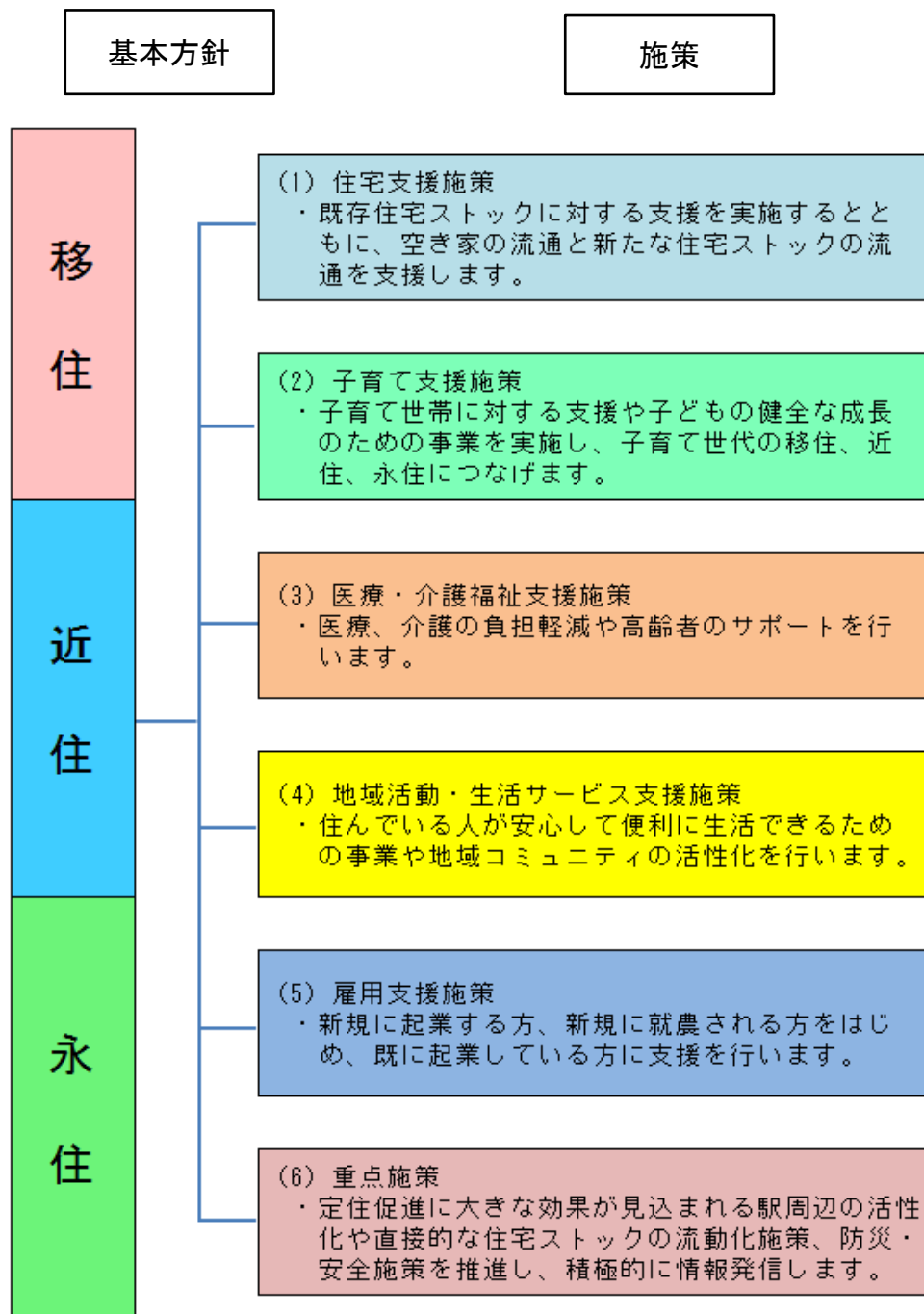
遠賀町で生まれ育ち、就職、結婚のため、町外に転出された方に、遠賀町の住みやすさ、子育てのしやすさをアピールし、親世代との近住を推進します。

永 住

すでに遠賀町に居住している方に支援施策を実施し、遠賀町の住みやすさを実感していただき、遠賀町への定着支援を推進します。

6. 定住促進に向けての施策

移住、近住、永住の3つの基本方針で、転入者、近住者、既住民への支援を行っていくために、住宅支援、子育て支援、医療・介護福祉支援、地域活動・生活サービス支援、雇用支援、重点施策の6つの施策を展開していきます。



7. 施策別の具体的な事業メニュー

施策名	事業名	担当部署	ページ
(1)住宅支援施策	①住宅改造成事業補助金	福祉課	29
	②空き家対策の促進	都市計画課	29
	③木造戸建て住宅耐震改修促進事業	都市計画課	29
	④固定資産税の軽減措置の延長	税務課	29
(2)子育て支援施策	①母子保健事業の促進	健康こども課	30
	②療育相談支援体制の充実	健康こども課	30
	③妊産婦・赤ちゃん訪問	健康こども課	30
	④児童虐待の防止と早期対応	健康こども課	30
	⑤子育て支援拠点「ぐっぴい」「おでかけぐっぴい」	健康こども課	31
	⑥保育事業の充実	健康こども課	31
	⑦保育料の負担軽減	健康こども課	31
	⑧学校給食食材の地産地消	学校教育課	32
	⑨ブックスタート・読み聞かせ	生涯学習課	32
	⑩遠賀町ひと・人応援団「とし」による子育て支援	生涯学習課	32
	⑪通学合宿	生涯学習課	32
	⑫こどもまつり	生涯学習課	33
(3)医療・介護福祉支援施策	①子ども医療費助成事業	健康こども課	34
	②健康ポイント制度	健康こども課	34
	③高齢化に対応したボランティアの充実	福祉課	34
	④緊急通報システム助成事業	福祉課	34
	⑤福祉タクシー料金補助事業	福祉課	34
	⑥遠賀町健康・福祉まつり	福祉課・健康こども課	35
(4)地域活動・生活サービス支援施策	①出会いの支援に関する取り組み	住民課・健康こども課	36
	②資源循環の取り組み	住民課	36
	③買い物困難者対策事業	福祉課	36
	④遠賀町ふれあいの里	福祉課	36
	⑤遠賀町がんばる地域まちづくり事業	住民課	37
	⑥駅前サービスセンター	産業振興課	37
	⑦地域安全パトロール	総務課・生涯学習課	38
	⑧地元農産物の発信と食育の推進	産業振興課・健康こども課	38
	⑨コミュニティバス	都市計画課	39
	⑩移住・交流相談体制の整備	企画政策課	39
	⑪遠賀町民学習ネットワーク事業	生涯学習課	39
	⑫文化ふれあい事業	生涯学習課	39
(5)雇用支援施策	①商工業者貸付制度の充実	産業振興課	40
	②遠賀町起業支援施設等による起業支援事業の実施	産業振興課	40
	③創業支援計画に基づく創業塾の開催	産業振興課	40
	④空き店舗の利活用	産業振興課	40
	⑤新規就農支援	産業振興課	40
(6)重点施策	I 芦屋飛行場周辺まちづくり構想	企画政策課	41
	II 遠賀川駅南地区のまちづくり構想	駅周辺都市整備推進室	41
	III 定住促進奨励金	企画政策課	41
	IV 開発指導要綱の緩和の継続	都市計画課	42
	V 地域防災力の強化	総務課	42
	VI シティプロモーション事業	全庁的取り組み	42

(1) 住宅支援施策

① 住宅改造助成事業補助金

福祉課

介護保険だけでは充足できない住宅改修費用について、在宅の要援護者若しくは障がい者、または同居する世帯に対し、高齢者等に配慮した住宅に改造するための資金を助成することにより、高齢者等の家庭での自立を促進し、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図る。

② 空き家対策の促進

都市計画課

令和元年度に見直しを行う「遠賀町空き家等対策計画」に基づき、引き続き所有者に空き家の適正管理を促すとともに、空き家バンク制度も活用しながら、空き家の流通・利活用を促進し、移住希望者等への住宅ストックの提供、情報発信を行う。

また、近隣に危険が及ぶような危険な空き家を解体する場合の補助制度について継続し、住環境の改善を図る。

③ 木造戸建て住宅耐震改修促進事業

都市計画課

昭和 56 年以前に建築された耐震基準を満たしていない家屋に対し、耐震診断の受診を勧奨するとともに、耐震改修工事に対して補助金を交付することで支援を行い、安心して住める家、災害に強いまちづくり、既存住宅ストックの流通の支援を図る。



写真：(左)小屋裏調査、(右)基礎強度調査

④ 固定資産税の軽減措置の延長

税務課

昭和 56 年以前に建築された居住用の家屋を解体した場合、住宅用地の特例から外れた土地にかかる固定資産税の軽減措置を一定期間延長することで、空き家の解体や土地の流通の支援を図る。

(2) 子育て支援施策

①母子保健事業の促進

健康こども課

乳幼児期の健康管理と、子育ての不安を軽減し、楽しく育児に取り組めるように、栄養士、助産師、保健師の相談ができる、乳幼児健診や「すくすくクッキング」「すくすくひろば」「わんぱく教室」を実施する。

②療育相談支援体制の充実

健康こども課

障がいの早期発見や、保護者の不安解消の機会でもある乳幼児健診や、臨床心理士による「ことばと心の相談」を実施する。また、相談者のフォロー及び、家庭での関わり方を保護者に学んでもらうため、小集団での療育教室「なのはなる一む」を実施する。

③妊産婦・赤ちゃん訪問

健康こども課

すべての出生児を対象に、助産師・保健師による全戸訪問を実施する。早期に訪問することで、育児不安を解消し、その後の健診や子育て支援事業への参加につなげる。



④児童虐待の防止と早期対応

健康こども課

妊娠届提出時や赤ちゃん訪問時、健診時等において支援の必要な母子を早期発見し、早期に対応する。また、第1子で生後4か月までの赤ちゃんとその母親を対象にした、「はじめのはじめのいっぽセミナー」を実施し、育児不安の解消や、母子の愛着形成の促進を図り、虐待を未然に防ぐ。



⑤子育て支援拠点「ぐっぴい」「おでかけぐっぴい」

健康こども課

親子遊びや親同士の交流、相談の場として遠賀町ふれあいの里で「ぐっぴい」を週5日実施、遠賀町中央公民館で「おでかけぐっぴい」を週1日実施し、子育て世帯の憩いの場を提供する。また、令和5年度から駅前にオープン予定の(仮称)交流センターに移設を予定しており、施設の充実を図る。



写真：(左)ぐっぴい、(右)おでかけぐっぴい

⑥保育事業の充実

健康こども課

町内の幼稚園・保育園の保育環境充実のため、一時預かり保育、延長保育や障がい児保育、施設整備等への補助を行うとともに、各小学校区に設置している学童保育において延長保育を行うなど、子育てと仕事の両立を支援する。

また、保護者が就労等で病気の子どもを家庭でみることでできない場合に、病院に付設された施設で日中一時的に預かる、病児病後児保育事業を行う。



⑦保育料の負担軽減

健康こども課

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上などは保険料が無料となったが、無償化の対象外となっている児童の保育料については、引き続き町独自で保育料を国の基準より低額に設定することで、子育て世代の負担軽減を図り、定住を促進する。

⑧学校給食食材の地産地消

学校教育課

地域の食文化・産業・自然の恩恵に対する理解を深め、地域への感謝や愛着の心を育むことを目的に、学校給食に遠賀町産のふきを使用した「ふきごはん」「遠賀野菜のうま煮」、遠賀町の郷土料理「とりすき」などを献立に取り入れたり、献立表の地元産の野菜などに印をつけて関心を持ってもらうなどの地産地消の取り組みを推進する。



⑨ブックスタート・読み聞かせ

生涯学習課

赤ちゃんと保護者が絵本を介して、ゆっくりと心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるとともに、読み聞かせの大切さや喜びを伝えるため、4か月健診時に絵本を配布する。



⑩遠賀町ひと・人応援団「どし」による子育て支援

生涯学習課

子育て支援の一環として、「子育て中の保護者にリフレッシュタイムを」「地域で子育てを」という2点を柱にした「ほっと H0T 子育て講座」や、町の講演会などの事業において託児ボランティアによる託児を実施する。

⑪通学合宿

生涯学習課

町内小学校に通う小学4年生～6年生の児童を対象に、学校や学年の違う子どもたちとの一週間の集団生活を通して、掃除、洗濯、炊事などの生活体験により、基本的な生活習慣を身に付けるためのきっかけづくりを行っている。

また、ボランティアリーダー(指導者)として参加している地域の人たちと世代を超えて交流を図る。



写真：(左)夜の集いの様子、(右)調理の様子

⑫こどもまつり

生涯学習課

青少年健全育成を目的とし、子どもたちが元気に楽しく思い出に残る時間を過ごせるよう各種ボランティア団体との協力関係のもと、それぞれの特色を生かした催しを実施する。



写真：こどもまつりの様子

(3) 医療・介護福祉支援施策

①子ども医療費助成事業

健康こども課

入院・外来の医療費の自己負担額の無料化を中学3年生まで拡大し、子どもを抱える世帯への負担軽減と児童福祉の向上を図る。



②健康ポイント制度

健康こども課

健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を実践するきっかけづくりのため、19歳以上の遠賀町民を対象に特定健診やがん健診などの受診や、その他健康に関する町の事業への参加や健康づくりへの取り組みに対しポイントを付与し、集めたポイントで商品との交換をする。

③高齢化に対応したボランティアの充実

福祉課

独居高齢者等の増加に対応した、軽微な生活支援を行うためのボランティアセンターを社会福祉協議会と連携して設置し、ボランティアの育成、ボランティアの要請の取りまとめ等を行う。

④緊急通報システム助成事業

福祉課

心臓病など緊急の対応を必要とする一人暮らしの高齢者世帯等を対象として、自宅にある電話機に緊急通報装置を取り付けることで、急病や災害などの緊急時に、緊急ボタンを押すだけで受信センターにつながり、救急車を呼ぶなど適切な救護が受けられる。また、平時は24時間いつでも健康相談を受けることができる。



⑤福祉タクシー料金補助事業

福祉課

重度の心身障がい者に対し、タクシー料金の一部を補助する福祉タクシー利用券を発行し、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図る。

⑥遠賀町健康・福祉まつり

福祉課・健康こども課

各種福祉団体及びボランティア団体の運営のもと、高齢者・障がい者・子どもたちとの交流を通じ、社会参加の意識の向上と、健診等の実施により健康への意識付けを行う。



写真：遠賀町健康・福祉まつりの様子

(4) 地域活動・生活サービス支援施策

① 出会いの支援に関する取り組み

住民課・健康こども課

町内で開催される婚活イベントを支援し、出会いの場をつくる取り組みを行う。

また、一定の条件を満たした町内に居住する婚姻者に対し、家賃・引越費用等を補助する。



② 資源循環の取り組み

住民課

生ごみの減量化及び再資源化のため、電動式生ごみ処理機やダンボールコンポスト等の購入補助事業の実施や、ダンボールコンポスト講座の開催により、生ごみの自家処理による堆肥化を推進し、循環型社会を形成する。

③ 買い物困難者対策事業

福祉課

高齢化に伴い移動手段が限られることで買い物の行動範囲が狭くなったり、商店が少なくなったりしている地域において、移動販売や固定店舗による販売を継続するとともに、宅配を行っている商店の紹介等により買い物に困っている人を支援する。



写真：移動販売の様子

④ 遠賀町ふれあいの里

福祉課

遠賀町ふれあいの里は、研修室・浴場・サウナ・屋内運動場・トレーニング室などを完備するとともに、施設内に手作り野菜をつくることのできるふれあい農園(3m×7m)を90区画開設しており、生きがいつくりの拠点として、総合福祉事業や生涯学習事業を実施するほか、住民の会議やサークル活動・多世代交流を図る場を提供する。

⑤遠賀町がんばる地域まちづくり事業

住民課

申請団体が主体となって、住民や町との協働により、コミュニティ活動や地域の活性化を図ることを目的とする事業を支援する。また、各団体の情報交換を図り、事業内容のさらなる向上及び各団体間の交流を深めることを目的に、事業実施団体の他にも幅広く声かけし、事業報告会及び交流会を実施する。



写真：(左)遠賀町かしコンテスト、(右)20,000本のおながキャンドルナイト

⑥駅前サービスセンター

産業振興課

町の玄関口であるＪＲ遠賀川駅前に、駅前サービスセンターを設置し、駅利用者等の利便性向上を図るとともに、通勤・通学、周辺地域住民及び本庁舎開庁時間内に來ることができない住民を中心に、諸証明の発行業務など行政サービスを行う。

また、消費生活相談窓口消費生活相談員を配置することで、消費者行政に関する各種相談や消費者の安全に関する啓発を行う。



写真：(左) 駅前サービスセンター外観、(右) 内部

⑦地域安全パトロール

総務課・生涯学習課

青少年問題協議会を中心に、各防犯ボランティア団体の協力のもと、町内での防犯パトロールを行うことで、青少年の非行防止、地域の安全や防犯意識の向上を図る。

また、青パト実施者講習を年間2回開催し、各防犯ボランティア団体へ青パトの貸し出しを行い、防犯パトロールが実施できる体制を整える。

さらに、職員が業務で町内を移動する際にも積極的に青パトを活用し、防犯パトロールを実施する。



写真：地域安全パトロールの様子

⑧地元農産物の発信と食育の推進

産業振興課・健康こども課

遠賀町の豊かな自然環境の中で育まれた安全・安心な農作物を使った特産品づくりを進め、農産物ブランド化を推進するとともに、生産者の取り組み・こだわり・安全性を紹介し、遠賀町産のおいしい農産物や特産品の魅力を広く町内外に情報発信する。

また、遠賀町産の旬の食材を使用した新しいレシピを作成し、おながめしのサイトや広報おながで定期的に発信することで、特産品を活用した食文化を継承し、家庭の食育力を高める。



写真：遠賀町特産品

遠賀逸品シリーズ【ブランド米「夢れんげ」・菜種油・赤しそドリンク】



写真：農家と消費者の絆を強めていくためのさまざまな活動を展開

⑨コミュニティバス

都市計画課

地域住民の通勤・通学、買い物・通院等の交通手段を確保するため、町の公共交通の拠点である遠賀川駅を基点として、町内を循環するコミュニティバスを運行する。

利用者は年間9万人を超える水準で推移しており、平成29年度に策定した「遠賀町地域公共交通網形成計画」を踏まえ、社会情勢の変化を捉えた路線・時刻見直しや利用促進などの取り組みを行いながら、事業を継続する。



写真：遠賀町コミュニティバス

⑩移住・交流相談体制の整備

企画政策課

遠賀町の定住促進施策をまとめたパンフレットを作成し、移住を考えている人に対して、情報発信やPR活動を行う。



⑪遠賀町民学習ネットワーク事業

生涯学習課

「何かを身に付けたい、学びたい」と思っている人に紹介できるように、有志指導者の登録を増やすとともに、ニーズに合った教室を開級する。

■具体的な事業

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| ・いきいきふれあい学級 | 有志指導者による料理・筆文字・生け花などの教室 |
| ・ふれあいスクール | クッキングなどの有志指導者を小中学校に講師として派遣する事業 |
| ・わくわく教室 | 小中学生を対象として夏休み・冬休み期間中に有志指導者による硬筆などの教室 |
| ・成人講座 | 各種ニーズに応じて開講する教室 |

⑫文化ふれあい事業

生涯学習課

町民に文化に触れる機会を提供し、芸術・文化に対する意識の高揚を図る。

(5) 雇用支援施策

① 商工業者貸付制度の充実

産業振興課

町内事業所への融資制度の利活用の促進を図るとともに、利用しやすい制度設計へ随時見直し、制度利用による経営安定を図る。

② 遠賀町起業支援施設等による起業支援事業の実施

産業振興課

起業して間もない起業家や今後起業を考えている方に対し、起業支援施設（PIPIT）及びおんが創業支援協議会において、起業の相談や講座、セミナー等の支援事業を行うことにより、起業家の育成を図るとともに雇用を創出する。



写真：起業支援施設（PIPIT）

③ 創業支援計画に基づく創業塾の開催

産業振興課

遠賀郡 4 町の産官金（商工会、町、金融機関）で構成する、おんが創業支援協議会を主体とし、創業希望者等を対象としたセミナー等の創業塾を開催し、創業への支援を行う。



④ 空き店舗の利活用

産業振興課

商工会や民間不動産会社と連携し、商店街の空き店舗（未活用テナント）の情報を町ホームページで公表することで、借主と貸主のマッチングにつなげ、空き店舗の利活用を促す。

⑤ 新規就農支援

産業振興課

遠賀町で新規就農する人に対し、研修・資金・補助金・生活支援等さまざまな支援を行うとともに、北九州普及指導センターや JA 北九と連携して技術的な支援を行う。

また、新規就農者や規模拡大したい人に農地中間管理機構と連携して農地情報を提供し、農地所有者との橋渡しを行う。



(6) 重点施策

本来、第5次遠賀町総合計画に掲載された施策の一つ一つが、本町の定住促進につながっていくものと位置付けられますが、定住促進へ向けて戦略的な重点施策を設定します。

I. 芦屋飛行場周辺まちづくり構想

企画政策課

駅に隣接した多世代交流施設「(仮称)交流センター」の令和5年度のオープンを目指す。

本町の公共交通基幹軸である遠賀川駅周辺の活性化を図る。



(仮称) 交流センターパース図

II. 遠賀川駅南地区のまちづくり構想

駅周辺都市整備推進室

遠賀川駅南地区では遠賀川駅南土地区画整理準備組合による土地区画整理事業に向けた調査・設計が進められているため、準備組合への指導や連携を通じて事業計画の策定を支援し、駅近接という立地を生かした新たな居住空間や、生活利便性が高く賑わいのある地区を創出することで流入人口の増加を図る。



写真：令和元年11月時点

III. 定住促進奨励金

企画政策課

遠賀町の定住人口の増加と中古住宅の流通を図り、活力あるまちづくりを推進するため、本町に新たに中古住宅の流通に係る住宅を取得し居住した方に対し、奨励金の交付を行う。



IV. 開発行為指導要綱の緩和の継続

都市計画課

平成 28 年 3 月に住宅ニーズの変化を考慮し、開発行為指導要綱で定める宅地区画の下限面積について、200 m²以上を 165 m²以上に緩和したところ、住宅用地造成の開発行為の申請件数の伸びが見られた。緩和を継続していくことで、宅地造成関連の開発行為の誘因を図り、新たな住宅ストックの確保と既存住宅ストックの流通支援を行う。

V. 地域防災力の強化

総務課

町民の自主的・継続的な自主防災活動を支援し、災害時避難行動要支援者の支援体制を整備するとともに、災害による被害が軽減でき、誰もが地域で安心して暮らせるよう地域防災力を強化する。

災害時に備えて備蓄品や資機材等を町内の避難所等に適切に配置し、町民が自主的・継続的に自主防災活動を行うことができる環境を整備する。

また、災害時の対応をより強固なものとするため、消防団の資機材等の整備充実を図る。

VI. シティプロモーション事業

全庁的取り組み

令和元年度に策定する「シティプロモーション戦略」に基づき、地域の活性化や定住人口を呼び込むため、地域ブランド（住みやすさ・町の魅力・資源の活用など）を高め、積極的な情報発信を行う。